

「昭和村からむし織の里」指定管理者の募集について

下記のとおり、指定管理者の募集を行いますのでお知らせいたします。

記

施設名	昭和村からむし織の里
指定管理期間	令和6年4月1日(月)～令和9年3月31日(水) (3年間)
募集要項の配付期間	令和5年12月6日(水)～12月20日(水) ※ 執務時間中(午前8時30分～午後5時15分)に限る。 ※ 土・日・祝祭日は除く。 ※ 担当課にてお受け取りください。
説明会の日時・会場	令和5年12月22日(金) 午後4時～午後5時 昭和村役場会議室 ※ 参加希望の方は、事前に担当課へ電話で申し込んでください。 ※ 説明会に参加されませんと申請はできません。
募集期間申請受付	令和5年12月22日(金)～令和6年1月12日(金) ※ 執務時間中(午前8時30分～午後5時15分)に限る。 ※ 土・日・祝祭日は除く。 ※ 電子メール、ファックスでの提出は認められません。
審査会	令和6年1月下旬(予定)
申請者の資格要件	(1) 地方地自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない法人。 (2) 法人の代表者が、次に該当しないこと。 ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しをうけたことがあるもの ウ 本村における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者 エ 暴力団及び暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体 オ 税及び公共料金を滞納しているもの
担当課・係(問合せ先)	産業建設課 観光交流係 (電話：0241-57-2124 電子メール：kankou@showavill.jp)

令和5年12月6日

昭和村産業建設課観光交流係